

第5章 計画の推進体制・進捗管理



5-1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国、千葉県、他自治体、市民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって環境像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、毎年度1回、庁内組織「八街市環境基本計画策定推進委員会」及び庁外組織「八街市環境審議会」において、計画の進捗状況を報告、評価するとともに、結果については、市のホームページ等で市民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

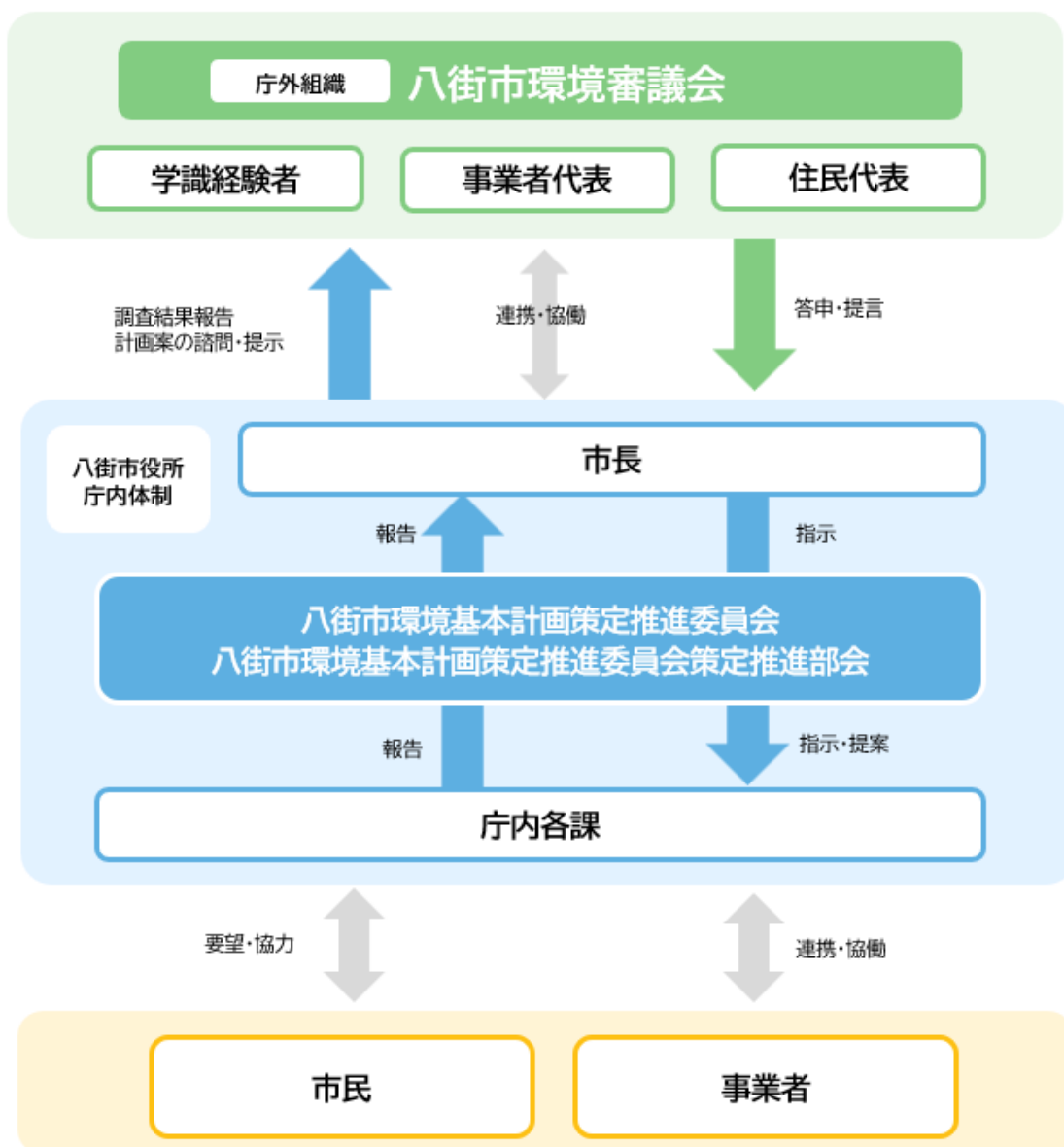


図 5 - 1 計画の推進体制

5-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の二酸化炭素排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図5-2 PDCA サイクル

PDCA	主体	役割
Plan	八街市環境基本計画策定推進委員会	全庁的に環境分野における施策を推進するための体制を整えるとともに、庁内各部局における施策と連動した計画立案を行う
	環境審議会	専門的知見、市民・事業者目線から、実行力のある計画を策定するための助言等を行う
Do	八街市環境基本計画策定推進委員会	事業の遂行に係る旗振り役として、庁内における取組推進や市民・事業者向け支援等の施策を推進する
	市民・事業者	市の行う事業について、要望や協力を行うとともに、他の市民・事業者の行動変容につながるよう努める
Check	八街市環境基本計画策定推進委員会	計画の進捗状況についてとりまとめるとともに、環境審議会へ報告し、結果について広く周知を行う
	環境審議会	環境対策推進委員会における内部評価について、外部視点からの評価を行う
	市民・事業者	市の公表する計画の進捗状況について、確認を行う
Action	八街市環境基本計画策定推進委員会	評価結果を踏まえ、既存施策や新たな施策実施に向けた課題の抽出、施策の方向性等について検討を行う
	環境審議会	評価結果を踏まえ、既存施策の見直しや、新たな施策案についての提言・意見・要望を行う
	市民・事業者	評価結果を踏まえ、市の新たな施策を確認するとともに自らの取組を見直す